

引き渡し量調査の回答にあたっての参考資料

【参考資料 1】

平成 27 年度の再商品化実施委託単価および市町村負担率については、今秋以降に定められる予定であり、変更になる可能性があります。調査票への記入に際しては、下記の平成 26 年度における「市町村負担比率」および「再商品化実施委託単価」をご参考の上、ご検討ください。

(平成 26 年度の市町村負担比率及び再商品化実施委託単価)

品 目	市町村負担比率	再商品化実施委託単価 (円/kg)
ガラスびん (無色)	3 %	4. 4
ガラスびん (茶色)	1 5 %	6. 1
ガラスびん (その他)	9 %	8. 7
P E T ボトル	0 %	1. 5
紙製容器包装	3 %	1 4. 0
プラスチック製容器包装	1 %	5 7. 0

(市町村が負担する費用の算出例)

市町村が、ガラスびん (無色) を 99, 900kg 分別収集したとき、全量を指定法人に引き渡す場合の市町村負担金額は次のように計算されます。

$$99, 900\text{kg} \times 0. 03 = 2, 997\text{kg} \text{ (市町村負担分の重量・小数点以下は四捨五入)}$$

$$2, 997\text{kg} \times 4. 4 \text{円} = 13, 186 \text{円} \text{ (市町村負担金額・円未満切り捨て)}$$

【参考資料 2】

指定法人が市町村から引き取りを行なう量については、以下のとおり取り決められています。

(同封の、「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要 (平成 26 年度 改定版) より抜粋)

3. 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障または市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行った上で、協会としての対応を判断いたします。
- イ) 市町村がア)の連絡を怠った場合、または申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。但し、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度以降の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しまして、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会 (第 6 回)
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG (第 43 回)
合同会合資料 (抜粋)

(想定量について)

- ・ 想定量は、3 年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記 (※) の事情を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前 (前年度) に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。

(※) 市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。

- ㊦) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度以降の引き取りをお断りすることができるものとします。
- ㊧) 全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- ㊨) 協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくために、四半期毎に引き取り実績総量（全国）の情報を提供します。
- ㊩) 全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引き取ることができません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- ㊪) また、市町村からの引き渡し総量の実績が、『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量を上回るが見込まれる場合には、協議させていただきます。

【参考資料 3】

本調査以降、来年4月までのスケジュールは、概ね以下のとおりです。

- ・平成26年7月18日 分別基準適合物の引き渡し量に関する本調査の回答締切
- ・平成26年10月頃 本調査の結果に基づき、当協会における平成27年度予算(案)および再商品化実施委託単価（暫定値）を設定。
- ・平成26年10月～11月 市町村から当協会へ分別基準適合物の引き渡しに係る申込み
- ・平成26年11月 市町村担当者説明会開催
- ・平成26年12月中旬 分別基準適合物の引き渡し申込承諾書を発行
- ・平成26年12月～平成27年2月頃 再商品化事業者の入札・選定
- ・平成27年2月下旬頃 落札再商品化事業者の連絡
- ・平成27年4月 当協会との引き渡しに係る契約締結
分別収集開始

※時期については、若干変動する可能性があります。

以上